

企業向け地震補償プランのご案内 (地震危険補償特約)

1

火災保険に加入しているだけでは地震または噴火による損害は補償されません。
(地震火災費用保険金で補償される一部費用を除き、地震による火災損害も補償されません。)

2

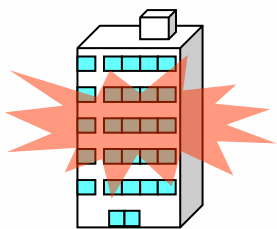
地震危険補償特約をセットすることで、地震または噴火による火災、損壊、水災
(津波等)などの損害が補償されます。

地震危険補償の対象

建築基準法の耐震基準を満たす建物、屋外設備・装置およびそれらに
収容される設備・什器、商品

※昭和45年以前に建築された物件については、一部お引受けできない地域があります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合



- (1)地震・噴火火災(地震または噴火後に発生した火災による焼損)
- (2)地震・噴火損壊(地震または噴火による建物・収容動産等の破損)
- (3)地震・噴火埋没(地震または噴火による土地の液化化等により受けた損害)
- (4)地震・噴火破裂(地震または噴火による破裂で火災に至らないもの)
- (5)地震・噴火爆発(地震または噴火による爆発で火災に至らないもの)
- (6)地震・噴火水災(地震または噴火後の津波、河川による氾濫等の損害)

保険金をお支払いしない主な場合

上記『保険金をお支払いする場合』(1)～(6)以外の損害、ご契約者または被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反など

2つの契約方式

縮小支払方式	<p>補償部分</p> <p>縮小割合</p> <p>自己負担額</p>	<p>損害額から自己負担額を控除し、縮小割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>お支払いする保険金</p> $(\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険の対象の価額}} \times \text{縮小割合}$	支払限度額方式	<p>補償部分</p> <p>支払限度額</p> <p>自己負担額</p>	<p>損害額より自己負担額を控除した額を支払限度額の範囲内で実損払いします。</p> <p>お支払いする保険金</p> <p>損害額 - 自己負担額</p> <p>※ただし、支払限度額の範囲内</p>
--------	--------------------------------------	---	---------	---------------------------------------	--

※主契約(火災保険)に付保割合条件付実損払特約をセットしたご契約など、付保割合を設定しているご契約のお支払方法については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

過去に発生している主な大地震

発生日時	地震名	マグニチュード	震源の深さ	被害地域
2016/4/16	熊本地震	7.3	12km	熊本県・大分県
2014/11/22	長野県神城断層地震	6.7	5km	長野県
2013/4/13	淡路島付近の地震	6.3	15km	兵庫県・大阪府
2011/3/11	東日本大震災	9.0	24km	宮城県、福島県、茨城県、栃木県 他
2009/8/11	駿河湾地震	6.5	23km	静岡県とその周辺
2008/6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	8km	岩手県・宮城県
2007/7/16	新潟県中越沖地震	6.8	17km	新潟県
2007/3/25	能登半島地震	6.9	11km	石川県
2005/8/16	宮城県沖の地震	7.2	42km	宮城県
2005/3/20	福岡西方沖地震	7.0	9km	福岡県
2004/11/29	釧路沖の地震	7.1	48km	釧路地方
2004/10/23	新潟中越地震	6.8	15km	新潟県
2004/9/5	紀伊半島沖地震	6.9	38km	奈良・和歌山
2004/9/5	東海道沖地震	7.4	44km	奈良・和歌山・三重
2003/9/26	十勝沖地震	8.0	42km	釧路地方
2003/5/26	宮城県沖地震	7.1	72km	宮城県・岩手県
2001/3/24	芸予地震	6.4	51km	広島県・愛媛県・山口県
2000/10/6	鳥取県西部地震	7.3	101km	鳥取県・島根県・岡山県
1995/1/17	阪神淡路大震災	7.3	16km	兵庫県・大阪府

★企業向け地震補償プランは、地震危険補償特約(縮小支払)または地震危険補償特約(支払限度額方式)をセットした火災保険の商品名です。これらの特約のみではご契約いただけません。必ず火災保険に加入する必要があります。

★ご契約に際しては本チラシでご案内している地震危険補償特約の保険料(地震特約保険料)に加え、火災保険保険料が別途必要となります。

★本チラシは主契約(火災保険)の保険の対象(ご契約の対象)の価額と保険金額が同額であることを前提に作成しています。

●このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約前には必ず「重要事項等説明書」および「普通保険約款・特約」をご覧ください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、その方にもこのチラシに記載された内容をお伝えください。

●保険料をお支払いいただきますと、損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。

●保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 <連絡先><https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先 プロGRESS株式会社

広島市西区楠木町1丁目9-3

TEL:082-294-7121 FAX:082-294-7122

ホームページ: <https://www.chuo-sgs.com>